

一般社団法人愛知県聴覚障害者協会

会費規定

一般社団法人愛知県聴覚障害者協会（以下本会という）の定款に基づき、会費納入規定を次の通り定める。

（入会金）

第1条 新規会員（賛助会員を除く）の入会金は次のとおりとする。

個人 一律 3,000円

ただし、最終学校を卒業し社会に入る当初は十分な経済状況にないものと見なし入会最初の年度のみ免除とする。

（会費）

第2条 正会員の会費は、次の通りとする。

1、正会員

（1）個人会員

年会費 15,000円

（2）夫婦会員

年会費 24,000円

（3）高齢会員

年会費 9,000円

（4）学生会員

年会費 8,000円

（5）特別会員

年会費 免除

① 個人会員、夫婦会員、高齢会員、学生会員の年会費には、一般財団法人全日本ろうあ連盟及び東海聴覚障害者連盟会費を含むものとする。

② 高齢会員とは、年度初日（4月1日）において満60歳以上の者とする。

③ 学生会員とは、大学生、専門学校（高校生を除く）の者。ただし勤労学生を除く。

④ 特別会員とは、生活が著しく困窮している者、生活保護家庭、長期にわたる入院生活をしている者等、これを証明する書類を単年度毎に提出し、これを理事長が適当と認めた者とする。

⑤ 会報「AJU 愛聴協」は特別会員を除く正会員に寄贈する。

2、賛助会員

（1）団体

一口 10,000円

（2）個人

一口 3,000円

① 賛助会員の会費は本会の運営一般に資する目的以外にこれを流用してはならない。

② 会報「AJU 愛聴協」は2口以上の会費を納めた賛助会員に寄贈する。

（会費の額）

第3条 会費の額については、理事会の議決を経て総会の承認を得なければならない。

（納入）

第4条 会費の納入は、入会申込書等必要な書類とともに地域協会会長経由で本会事務局に納入しなければならない。ただし地域協会がない場合の者については直接に受付ができる。

2、会費の納入期限は、原則として当年度5月末日とする。

ただし、新規会員は、入会金及び会費を納入するものとする。

（改廃）

第5条 この規定の改廃は、理事会の議決を経て承認を得なければならない。

付則

1、この規定は令和6年1月1日から施行する。